

広島県告示第三百十一号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
北広島町豊平病院	山県郡北広島町阿坂四七〇五番地	平成二六年四月一日